

第1372号

AFN-1372

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2021年 6/28 (月)

『「月次支援金」申請開始へ 2回目以降の手続き簡便化』

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に向けた中小法人・個人事業者のための「月次支援金」受給の申請が始まった。申請期間は、4月分／5月分が、2021年6月16日～8月15日、6月分は2021年7月1日～8月31日となる。給付額は中小法人等の場合上限20万円／月、個人事業者等の場合は上限10万円／月で、2019年または2020年の基準月の売上から2021年の対象月の売上を引いた額となる。対象は(1)各措置に伴う飲食業の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること(2)各措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること、となっている。上記(1)(2)を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となる。いったん「一時支援金」または「月次支援金」を受給された方は、2021年の対象月の売上台帳を添付すればよく、事前確認やその他書類の準備が不要となり、申請手続きの簡便化が図れる。



ただし、○事業活動に季節性があるケース○対象措置とは関係なく売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整での売上減少の場合○地方公共団体の要請に伴う「協力金」支給対象となっている事業者等は、給付対象外となるので注意が必要だ。

『所有者不明土地対策で工程表 関係閣僚会議で決定—政府』

政府は所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議の第8回会議を開催、対策の新たな基本方針と工程表を決定した。工程表の概要は次の通り。【土地所有に関する基本制度】2023年中まで新国土調査事業10カ年計画に基づき地籍調査を円滑・迅速に推進する。21年に土地基本方針の改定に取り組み、22年中に改定作業を終える。【登記制度・土地所有権の在り方等】4月公布の民法等の一部を改正する法律、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律を受け、23年中までに政省令制定等の施行準備を整える。21年には4年度税制改正要望に登記関係を盛り込み、23年中に不動産登記システムと住基ネット等との円滑な連携を可能とするシステムを整備する。【多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組み等】行政機関等へ戸籍情報を電子的に提供する戸籍情報連携システムを整備し、各種台帳の情報連携を容易にするデータ形式を見直し、システム間調整を図る。【所有者不明土地等の円滑な利活用・管理の促進】22年に特措法の見直し法案を提出。23年中に隣地所有者不明土地の法務局調査に基づく筆界認定の仕組みを導入し、土地改良事業等における所有者不明農地の一層の利活用を図るために必要な措置を実施に移す。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com